

## 大阪市地域防災アクションプラン策定チーム設置要綱

### (設置)

第1条 「大阪市地域防災計画」に基づき、市内において想定されるあらゆる災害リスクに対し、その減災目標、個別施策、個別施策目標等を定めた、「大阪市地域防災アクションプラン」の策定、及びその全庁的な推進、進捗状況の管理を行うことを目的として、「大阪市地域防災アクションプラン策定チーム(以下「策定チーム」という。)」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)「大阪市地域防災計画」に基づく、「大阪市地域防災アクションプラン」の策定に関すること。
- (2)「大阪市地域防災アクションプラン」の全庁的な推進及び、その進捗管理に関すること。
- (3)前号に掲げるもののほか、必要な事項。

### (組織)

第3条 策定チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 4 メンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (招集等)

第4条 リーダーは、第2条に掲げる事務を総括するとともに、策定チームの会議を招集し、会議の事務を総理する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (分科会)

第5条 リーダーが必要と認めるときは、特定の課題について策定チームに分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、リーダーが指名するメンバーで組織する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、メンバー以外の者に分科会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定チームの庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定チームの運営に関する必要な事項はリーダーが別に定める。

附則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。

(別表)

大阪市地域防災アクションプラン策定チームメンバー				
リーダー	副市長			
サブリーダー	危機管理監			
メンバー	※1	※2	※3	
	副首都推進局長	デジタル統括室長	都市交通局長	政策企画室長
	経済戦略局長	中央卸売市場長	総務局長	市民局長
	財政局長	契約管財局長	計画調整局長	福祉局長
	健康局長	こども青少年局長	環境局長	都市整備局長
	建設局長	大阪港湾局長	消防局長	水道局長
	教育長			

※1 区長会議(くらし・安全・防災部会)の部会長

※2 区長会議(くらし・安全・防災部会)の危機管理室担当区長

※3 区長会議(くらし・安全・防災部会)設置「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」リーダー